

熊本大学大学院社会文化科学教育部博士後期課程における  
「在学期間の特例」の適用に関する申合せ

熊本大学大学院社会文化科学教育部博士後期課程における課程博士の学位に関する細則（以下「細則」という。）第2条ただし書に定める在学期間の特例（以下「在学期間の特例」という。）の適用に関し、次のとおり申し合わせる。

1 在学期間の特例による早期修了

- (1) 特に優れた研究業績を上げた学生は、研究指導教員の助言に基づき、2年の在学により、学位論文を提出することができる。
- (2) 前号に定める「特に優れた研究業績」とは、当該学生が、専攻領域について、研究者として自立して研究活動を行うに必要な、又はその他の高度に専門的な業務に従事するために必要な高度の研究能力を有することを明らかに示す研究業績であって、通常熊本大学大学院社会文化科学教育部博士後期課程に3年以上在学して得られるものと同程度以上の水準のものをいう。
- (3) 学生が(1)の規定に従って早期に学位論文を提出する場合の手続については、この申合せに特別の規定があるもののほか、細則及び熊本大学大学院社会文化科学教育部博士後期課程における課程博士の学位論文提出手続に関する申合せによる。

2 特例適用の審査

- (1) 主指導教員は、指導する学生について在学期間の特例の適用を受けようとするときは、4(2)の表中の「在学期間特例適用の申請」の期限までに、在学期間特例適用申請書（様式第1）により、教育部長に申請するものとする。
- (2) 前号の申請があったときは、教育部長は、熊本大学大学院社会文化科学教育部教授会（以下「教授会」という。）の議を経て、次項に定める審査委員会を設置し、在学期間の特例の適用についての審査を付託する。
- (3) 審査委員会の委員長は、前号に定める審査の付託のあった日から原則として2箇月以内に、審査の結果を、在学期間特例適用審査報告書（様式第2）により、教育部長に報告するものとする。
- (4) 教授会は、前号の報告に基づき、在学期間特例の適用の可否を認定する。

3 審査委員会

- (1) 審査委員会は、在学期間特例適用の申請のあった学生（以下「対象学生」という。）ごとに置く。
- (2) 審査委員会は、対象学生が所属する専攻長並びに対象学生の研究内容に関係の深い学術領域の教員の中から3名をもって構成する。ただし、対象学生の主指導教員は委員となることができず、主指導教員がいずれかの専攻の専攻長であるときは、当該教員が所属する教育研究領域の代表をもって、専攻長に代えるものとする。
- (3) 審査委員会に委員長を置き、委員の互選による。
- (4) 委員長は、会議を招集し、その議長となる。
- (5) 審査委員会は、委員の3分の2以上の出席によって議事を開き、出席委員の3分の2以上の賛成によって議決する。
- (6) 審査委員会が必要と認めたときは、会議に対象学生の主指導教員の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

4 在学期間の特例による修了の手続期限等

- (1) 学生が2年の在学により学位論文を提出して学位を取得する場合は、2年次の研究経過報告（口頭発表）は義務づけない。
- (2) 前号の場合において、次の表の左欄に掲げる手続の期限は、それぞれ同表の右欄に定める日とする。

手続	期限
在学期間特例適用の申請	1年次の12月28日
予備論文の提出	2年次の4月15日
学位論文計画書の提出	2年次の4月末日
学位論文の提出	2年次の10月15日
最終試験	2年次の1月末日
学位授与の判定	2年次の2月教授会

- (3) 前号の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、教授会は、各手続の期限を前号の定める日と別に定めることができる。

5 この申合せは、平成20年4月1日から実施する。

附 記

この申合せは、平成31年4月1日から実施する。